

報道関係者 各位

令和4年10月20日

【照会先】鳥取労働局 労働基準部 監督課
課長 山埜 典文
過重労働特別監督監理官 長田 光彦
(電話) 0857-29-1703

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

鳥取労働局（局長 山本 浩司）では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

【過重労働解消キャンペーン概要】（添付のリーフレットもご覧ください）

1 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介（詳細は別途お知らせ）します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

11月5日（土）を特別労働相談受付日として、9:00～17:00の間「過重労働解消相談ダイヤル」（0120-794-713）を設置し、労働基準監督官が相談に対応します。

また、労働条件相談ほっとライン【委託事業】（0120-811-610）でも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けします。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～12月を中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します（無料でどなたでも参加できます）。

【専用ホームページ】 <https://kajyu-kaisyou-zenki ren.com/>

6 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます）。

日時：令和4年11月18日（金）13:30～15:30（受付13:00～）

会場：国際ファミリープラザ 2階ファミリーホール（米子市加茂町2丁目180番地）

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/>

7 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」が生じないよう、周知・啓発等について県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、協力要請を行います。